東金市学校運営協議会の運営に関する要綱を次のように定める。

令和８年９月２８日

東金市教育委員会教育長　　石　川　　貢　彦

東金市教育委員会告示第１号

東金市学校運営協議会の運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東金市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和９年教育委員会規則第１号。以下「規則」という。）第１６条の規定に基づき、東金市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　規則第２条第２項の規定による東金市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意向の確認に対し、対象学校の校長が設置に同意する場合は、設置同意書（別記第１号様式）を作成し教育委員会に提出するものとする。

（委員の任命）

第３条　対象学校の校長は、委員推薦書（別記第２号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

２　教育委員会は、規則第３条第２項の規定により任命した委員に対し、任命書（別記第３号様式）を交付する。

（基本方針の承認）

第４条　対象学校の校長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第４７条の５第４項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の対応をとるものとする。

(1)　対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。

(2)　対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。

(3)　対象学校の校長は、協議会の承認が得られるまでの間、教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

（意見の取扱い）

第５条　法第４７条の５第６項及び同条第７項に規定する意見の取扱いは、次によるもの

とする。

(1) 法第４７条の５第６項の規定により、教育委員会又は校長に対して協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に反しない限度において当該意見を取り扱うものとする。

(2) 教育委員会は、法第４７条の５第７項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、教育委員会が定めている職員の配置基準の範囲内において当該意見を取り扱うものとする。

（報酬）

第６条 委員の報酬は、年額６，０００円とする。

２ 規則第３条第４項ただし書の規定による補欠の委員の報酬及び規則第１５条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（庶務）

第７条 会議の開催通知等、会議の運営に係る事務は、対象学校において処理する。

（会議結果の記録作成）

第８条 会長は、会議終了後、速やかに、会議結果の記録を作成するものとする。

（報告）

第９条 協議会は、毎年度終了後、協議会の活動状況を学校運営協議会活動状況報告書（別記第４号様式）により、教育委員会に報告するものとする。

（情報提供）

第１０条 規則第１３条第２項の規定による情報提供は、対象学校の学校だよりやホームページ等を通じて行う。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、令和９年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条）

文　書　番　号
令和　年　月　日

東金市教育委員会 様

東金市立　　学校
校　長

学校運営協議会設置同意書

本校は、東金市学校運営協議会の運営に関する要綱第２条の規定により学校運営協議会の設置に同意します。

実施計画書 別紙のとおり

第２号様式（第３条第１項）

文書番号
令和　年　月　日

東金市教育委員会 様

東金市立　　校
校　長

学校運営協議会委員推薦書

東金市学校運営協議会の運営に関する要綱第３条第１項の規定により、学校運営協議会委員として下記の者を推薦します。

記

No.	ふりがな 推薦委員氏名	現住所 所属（役職名）	東金市学校運営協議会の設置等に関する規則第３条の区分
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第３号様式（第３条第２項）

任　命　書

様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第２項の規定により、東金市立　　学校の学校運営協議会委員に任命します

自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

年　　月　　日

東金市教育委員会

第４号様式（第９条）

令和　年　月　日

東金市教育委員会 様

東金市立　　学校
学校運営協議会
会　長

学校運営協議会活動状況報告書

東金市学校運営協議会の運営に関する要綱第９条の規定により、令和　年度の活動状況を下記のとおり報告します。

記

１　令和　年度の活動状況

（１）協議会の開催

回	日　時	参加人数	主な議事、活動
	令和　年　月　日 ：　～　：		
	令和　年　月　日 ：　～　：		
	令和　年　月　日 ：　～　：		
	令和　年　月　日 ：　～　：		
	令和　年　月　日 ：　～　：		

（２）協議会から出された主な意見

２　学校の取組

３　その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること